



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 79 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

人委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項を次のように改める。

本庁	理事 政策企画局長 部長 統括政策企画監 次長 参事 医療統括監 管理監 副出納長 政策企画監 課長 室長 センター長 副政策企画監（庶務担当に限る。） 調整監（庶務担当に限る。） 統括林業普及員 課長代理 グループリーダー（庶務担当並びに人事課（保健グループリーダーを除く。）及び財政課に限る。）企画幹（交通対策課及び斐伊川神戸川対策課の庶務担当及び人事課に限る。） 秘書グループリーダー 法令グループリーダー 庁舎管理グループリーダー 守衛長 防災航空管理所長 人事課（保健グループを除く。）の主幹、企画員、主任及び主任主事
----	--

別表知事部局の部隠岐支庁の項及び総務事務所の項を次のように改める。

隠岐支庁	支庁長 局長 所長 部長 事業部長 総務グループ課長 総務医事グループ課長 島前保健環境グループ課長 企画幹（福祉事務所の庶務担当に限る。） 島前地域振興グループ課長島前出張所長 業務グループ課長 空港管理所長
県民センター	所長 総合調整監 部長 事務所長 総務グループ課長 管理グループ課長 商工労政グループ課長 川本駐在グループ課長

別表知事部局の部女性相談センターの項を次のように改める。

女性相談センター	所長 企画幹 西部分室長
----------	--------------

別表知事部局の部保健所の項及び福祉事務所の項を次のように改める。

保健所	所長 部長 総務グループ課長 企画幹（庶務担当に限る。）
福祉事務所	所長 調整監（邑智生活支援スタッフ及び鹿足生活支援スタッフに限る。） 企画幹（庶務担当に限る。）

別表知事部局の部児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所	所長 調整監（中央児童相談所の庶務担当に限る。） 相談支援グループ課長（出雲、浜田及び益田に限る。）
-------	--

別表知事部局の部身体障害者授産センターの項からこくぶ学園の項までを削り、同部農林振興センターの項及び農業技術センターの項を次のように改める。

農林振興センター	所長 総合調整監 事務所長 部長 支所長 企画幹（庶務担当に限る。） 干拓振興グループ課長 家畜衛生グループ課長
農業技術センター	所長 部長 総務管理グループ課長 加工グループ課長

別表知事部局の部中海干拓営農センターの項から家畜衛生研究所の項までを削り、同部中

畜産技術センター	場長 部長 副主査（庶務担当に限る。）
種畜センター	所長 副主査（庶務担当に限る。）
水産事務所	所長 総務グループ課長
水産試験場	場長 部長 総務グループ課長 鹿島浅海分場長
内水面水産試験場	場長 主席研究員
栽培漁業センター	所長 主席研究員
大阪事務所	所長 部長 課長（庶務担当に限る。）

を

畜産技術センター	所長 部長 企画幹（庶務担当に限る。） しまね和牛改良グループ科長
水産事務所	所長 総務グループ課長
水産技術センター	所長 部長 内水面グループ科長 浅海グループ科長 生産開発グループ科長
大阪事務所	所長 部長 課長（庶務担当に限る。）

に改め、浜田商工労政事務所の項を削り、土木建築事務所の項を次のように改める。

県土整備事務所	所長 部長 事業所長 総務グループ課長 業務グループ課長 ダム管理所長 空港管理所長 港湾管理所長
---------	---

別表教育委員会事務局部局等の部本庁の項及び教育事務所の項を次のように改める。

本庁	教育長 教育監 教育次長 参事 課長 室長 センター長課長代理 グループリーダー（庶務担当に限る。） 企画人事グループリーダー 企画人事主事 給与グループリーダー 総務広報グループ、給与グループ及び企画人事グループの人事給与又は服務担当の主幹、企画員、主任、主任主事及び主事 神海丸船長
教育事務所	所長 調整監 総務グループ課長

別表教育委員会事務局部局等の部生涯学習推進センターの項を次のように改める。

生涯学習推進センター	所長 総務広報グループ課長 企画幹
------------	-------------------

別表教育委員会事務局部局等の部図書館の項を次のように改める。

図書館	館長 調整監 総務振興グループ課長
-----	-------------------

別表教育委員会事務局部局等の部中

博物館	館長 副館長
少年自然の家	所長
高等学校	校長 教頭 事務長 船長

を

古代出雲歴史博物館	館長 部長 調整監
博物館	館長
少年自然の家	所長 総務グループ課長
高等学校	校長 教頭 事務長 船長

に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

